

# ひがし

通算第 97 号

2024.4.15 No.11

## 違反質問

就職差別については、全国高等学校統一応募用紙で応募の段階での差別はなくなりました。しかし、面接での違反質問が問題になってきました。

- ・あなたのお父さんの出身地はどこですか。
  - ・家の付近の目印となるのは何ですか。
  - ・あなたの両親は共働きですか。
  - ・あなたの住んでいる家は一戸建てですか。
  - ・尊敬する人物を言ってください。
  - ・結婚や出産後も働き続けようと思っっていますか。
  - ・あなたの家は何新聞ですか。
- この7つの質問のうち違反質問はいくつあるでしょうか？

実は7つ全部違反質問です。採用面接では、本人の適性や能力以外を合否判断基準に含めてはいけないというルールがあります。就職差別につながる次の11項目が禁じられています。

- 本籍や出生地に関する事
- 家族に関する事
- 住宅状況に関する事
- 生活環境・家庭環境に関する事
- 宗教に関する事
- 支持政党に関する事
- 人生観・生活信条に関する事
- 尊敬する人物に関する事
- 思想に関する事
- 労働組合に関する情報、学生運動など社会活動に関する事
- 購読新聞・雑誌・愛読書に関する事

高校生は、就職の面接で違反質問があった場合には「学校の指導でお答えできません」と答えるように指導されています。

高校生は就職したくて面接に来ているので、どんな質問にも答えそうですが、違反質問に対して「学校の指導でお答えできません」となぜ言えるのでしょうか。

それは、自分が答えることで差別する側に自分になってしまおうということを理解しているからです。

この差別する側に自分になってしまうという考え方に行き着くためには、差別の現実を深く学習する必要があります。

毎年、大分県内でも違反質問があったことが報告されています。企業側が人権研修をきちんとして行うことと、学校教育での人権学習の積み重ねが今後も大切だと思います。